

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
公告	
○令和7年度後期技能検定試験の実施	(雇用労働政策課) 1
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	4

告 示

高知県告示第549号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和7年9月2日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いずみの病院	高知市薊野北町二丁目10番53号	令7・9・1	令10・8・31

公 告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和7年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和7年9月2日

高知県知事 濱田 省司

- 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。
 - 特級職種
鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造
 - 一級及び二級職種
さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機

械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業又は和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業又は組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(3) 三級職種

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、和裁(和服製作業)、家具製作(家具手加工業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(4) 単一等級職種

電子回路接続(電子回路接続作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和7年12月5日(金)から令和8年2月15日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。
(ア) 特級、一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	18,200円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		
プラスチック成形		
パン製造		

さく井	ロータリー式さく井工事 作業
工場板金	機械板金作業
	数値制御タレットパンチ プレス板金作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業
	集積回路組立て作業
プリント配線板 製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業
時計修理	時計修理作業
油圧装置調整	油圧装置調整作業
農業機械整備	農業機械整備作業
冷凍空気調和機 器施工	冷凍空気調和機器施工 作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
パン製造	パン製造作業
菓子製造	洋菓子製造作業
	和菓子製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業

鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	
	鉄筋組立て作業	
コンクリート圧 送施工	コンクリート圧送工事作 業	
	塩化ビニル系シート防水 工事作業	
防水施工	改質アスファルトシート トーチ工法防水工事作業	
	樹脂接着剤注入工 事作業	
カーテンウォール 施工	金属製カーテンウォール 工事作業	
ガラス施工	ガラス工事作業	
金属材料試験	機械試験作業	
	組織試験作業	
塗装	鋼橋塗装作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ 作業	
機械検査	機械検査作業	15,100円
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	
和裁	和服製作作業	
機械・プラント 製図	機械製図手書き作業	13,300円
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
造園	造園工事作業	18,200円（23歳未満の在職者にあつては9,200円、23歳未満の在職者以外の者にあつては13,700円）
機械加工	普通旋盤作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
プリント配線板 製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
冷凍空気調和機 器施工	冷凍空気調和機器施工 作業	
家具製作	家具手加工作業	
プラスチック成 形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	
配管	建築配管作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	
	鉄筋組立て作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ 作業	
機械検査	機械検査作業	15,100円（23歳未満の在職者にあつては6,100円、23歳未満の在職者以外の者にあつては

		10,600円)
和裁	和服製作作業	13,300円(23歳未満の在職者にあつては4,300円、23歳未満の在職者以外の者にあつては8,800円)
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	13,300円(23歳未満の在職者にあつては4,300円、23歳未満の在職者以外の者にあつては8,800円)
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していないもの(以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。)であつて、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)をいい、「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち在職者以外の者をいう。		

(ウ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
造園	造園工事作業	12,100円(23歳未満の在職者にあつては3,100円、23歳未満の在職者以外の者にあつては7,600円)
機械加工	普通旋盤作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	
家具製作	家具手加工作業	

プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	
配管	建築配管作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	
	鉄筋組立て作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円(23歳未満の在職者にあつては2,900円、23歳未満の在職者以外の者にあつては5,600円)
和裁	和服製作作業	8,900円(23歳未満の在職者にあつては2,900円、23歳未満の在職者以外の者にあつては4,400円)
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	10,100円(23歳未満の在職者にあつては2,900円、23歳未満の在職者以外の者にあつては5,600円)
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
備考 この表において、「23歳未満の在職者」とは技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において23歳に達していないもの(以下この表において「23歳未満の三級受検者」という。)であつて、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)をいい、「23歳未満の在職者以外の者」とは23歳未満の三級受検者のうち在職者以外の者をいう。		

<p>エ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和7年11月28日(金)以降に高知県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。</p> <p>(2) 学科試験 ア 実施期日 検定職種ごとに次のとおりとする。 (ア) 特級職種</p>	
検定職種	実施期日
鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 パン製造	令和8年2月1日(日)

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 シーケンス制御 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	令和8年1月25日(日)
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理	令和8年2月1日

油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 和裁 パン製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 バルコニー施工	
半導体製品製造 プリント配線板製造 帆布製品製造 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ 電子回路接続	令和7年2月8日(日)
(ウ) 三級職種	
検定職種	実施期日
シーケンス制御 配管 型枠施工	令和8年1月25日
造園 時計修理 冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和8年2月1日
機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工	令和8年2月8日

かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 広告美術仕上げ	
----------------------------------	--

- イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
3,100円
- 3 受検の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
 - イ 受検手数料振込金領収書(写し)
 - ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
 - (2) 書類の提出先
高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
 - (3) 書類の受付期間
令和7年10月2日(木)から同月15日(水)まで(郵送による場合は、令和7年10月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
 - (4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
 - (5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和8年3月13日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151304/>)に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付
特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県

知事から、それぞれ合格証書が交付される。
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第22号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和7年9月2日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)
 - (2) 種別
 - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
 - イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
 - (3) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和7年11月4日(火)から同月12日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
 - イ 追加取得講習
令和7年11月10日(月)から同月12日までの3日間
 - (4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者

<p>(1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 令和7年9月29日（月）及び同月30日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。</p>	<p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和7年10月1日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和7年10月6日（月）から同月8日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付</p>	<p>を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p>
--	--	--